

規制・制度改革委員会 議事概要

1. 日時：平成24年10月4日（木）10:02～11:25

2. 場所：中央合同庁舎第4号館共用1214特別会議室

3. 出席者：

（委員）岡素之（委員長）、大室康一（委員長代理）、安念潤司、市川眞一、
大上二三雄、翁百合、佐久間総一郎、和田浩子

（政務）岡田副総理

（事務局）熊谷規制・制度改革担当事務局長、中原参事官、小村参事官

4. 議題：

（開会）

（1）フォローアップ調査について

（2）今期の規制・制度改革委員会の運営について

（3）「国民の声」集中受付について

（閉会）

5. 議事概要：

○岡委員長 それでは「規制・制度改革委員会」を開会します。本日は、今期の検討課題を中心に議論を行います。開会に当たりまして、岡田副総理から御挨拶いただきます

○岡田副総理 引き続きこの規制・制度改革についても担当することになりましたので、よろしくお願いを申し上げます。

今日はこれからの骨格を決めていただくといえますか、議論していただく重要な会議でございますので、忌憚なく御意見をいただければ幸いですと思っております。

以上です。

○岡委員長 それでは、議事に入ります。まず、議題1のフォローアップ調査の結果について、事務局から説明をお願いします。

○小村参事官 事務局から御説明いたします。

資料1がございますけれども、こちらがフォローアップ調査の内容でございますので、こちらの資料によって説明させていただきます。

まず、ここに至る経緯でございますけれども、第3クールでは6つの閣議決定に関して、4月1日時点の実施状況についてフォローアップをし、6月末の報告書で取りまとめをいただきました。

また、第3クールの「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」の閣議決定の際に、四半期ごとにフォローアップを実施するということとされておりまして、今期のフォローアップにつきましては四半期ごとに従来フォローアップいただきました未了の案

件、記号で言いますと△の案件を中心に、新たな閣議決定を加えながら、四半期ごとに実施していくことにさせていただきたいと思っております。

今回はその最初の四半期であります4月からの取組を、7月1日時点でフォローアップした内容の御報告ということになります。全体で245項目ございまして、○になりました案件が37項目、◇が2項目、△が206項目です。◇につきましては所定のいろいろな検討をいただきましたが、最終的には当方が目的としていたところには達していないというものでございますけれども、現時点では一定の取組はしていただいたということで見ておるものでございます。

内訳を申しますと、従来からの継続案件が135項目ございます。135項目のうち○になったものが11項目、◇が1項目、△のままのものが123項目という内訳でございます。新たなものはエネルギー分野のものが加わっておりまして、これが110項目ございます。うち○になりましたものが26項目、◇が1項目、△が83項目という内訳でございます、トータル245項目の内訳として、先に述べました記載の数値となっております。

具体的な内容を幾つか御紹介申し上げます。まず3ページ目をお開きいただけますでしょうか。その真ん中ぐらいに⑦ということで、「燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点検」という項目がございます。記載の例示を御紹介いたしますと、左にあります「規制改革事項」、「対処方針」、「実施時期」、「所管省庁」までが閣議決定の内容ということでありまして、その次の四角の「実施状況」というのが、この4月から7月までの四半期での各府省における取組状況の記載となります。その右にあります「評価」のところ、このフォローアップの評価となりまして、「問題意識」のところ、この例でいきますと「関係省庁において工程表のフォローアップを行っていることは評価。一方、現在の工程表は、平成25年度以降について単年ごとの再点検実施スケジュールを示していない」というのが、事務局としての問題意識でありまして、その右にさらにございます「…工程表をできる限り早期に作成すべき」というのが、今、事務局として掲げている「指摘事項」、この委員会としての指摘事項として御確認いただきたいというものです。

府省に対しては、事前に合意は行っていないので、いわゆる「言いつ放し」というものとなります。

実際、中身でございまして、時間もありますので数例だけ御紹介させていただければと思います。

まず17ページをお開きください。二つ目に7という環境・エネルギーの部分で、これは再生可能エネルギーの促進に向けて、事業用電気工作物の設置変更の工事の際の届出について、従来500kWであったものを2,000kWまで引き上げて、対象外とする範囲を広げるといったものでございますが、こういったものについては実施をいただいているというものでございます。

19ページ、「医療法人の再生支援・合併における諸規制の見直し」ということで二つ挙げてございますが、医療法人から医療法人への融資を行う。その際のガイドライン等の作

成をしていただく。あるいは合併ルールを明確にさせていただくとか、合併する際の手続について、既存のものについて手続の迅速化に向けて通知を行っている。こういったものが○ということで、△から○に変わった 11 項目の代表例でございます。

20 ページの一番下に、「着地型観光に即した各種業規制の見直し」という項目がございますが、これは△の例ということで御紹介させていただきます。これにつきましては検討を終えて、今、規則改正の手続を行っております。従来から議論いただいておりますように、△は非常に幅が広く、告示とか規則の改正に向けて最終手続に入っているものから、検討未了のものまでございますけれども、今、申し上げました部分については、時間的にしばらく経ちましたら○になるだろうというような案件でございます。

あと、△の中でもう一点、28 ページをお開きいただけますでしょうか。一番下の欄でございますが、「借地借家法における正当事由制度に関する情報提供」というものがございます。これにつきまして法務省の回答は、「法務省において、正当事由が問題となった裁判例の収集・分析等を行い、3 月 22 日に有識者による座談会を実施した。座談会における議論の結果について、所要の整理を行い、6 月中に雑誌（NBL978 号, 979 号）に掲載して公表した」というものでございますが、これは右の方、問題意識の冒頭をご覧くださいますと、法務省はこれで完了だということで○と御主張されているものでございますけれども、当方で点検させていただいた結果、閣議決定にある「整理・分析等を行い」という部分について、もう少し取組をお願いしたいということ、あと、閣議決定そのものが「結果をホームページで公表する等の情報提供」になってございますので、一部の人はしか見ることのできない雑誌ではなくて、広く努めていただきたいということで、先方の主張は○でございますが、△として整理をさせていただいており、こういう諸点検をさせていただいておるということでございます。

最後にエネルギーの部分が資料の 38 ページ以降にございます。エネルギーの案件につきましては平成 24 年 4 月 3 日に閣議決定をいたしまして、閣議決定の項目で言いますと 103 項目ですが、細項目に直してここでは 110 項目という形でフォローアップを実施させていただいております。FIT 法の施行までということでの早期対応もございまして、110 項目のうち○のものが 26 項目、◇が 1 項目、△が 83 項目ということでございますけれども、早期にお努めいただく部分については、順調に御対応いただいているものと考えております。

あと一点、これらのフォローアップにつきましては、△であっても何も閣議決定違反というわけでは必ずしもございません。閣議決定に記載している内容を経て、最終的に当委員会で掲げた成果が確実に出ていますかどうかということで、現時点において不足の取組等がないかという観点から点検をさせていただいておりますので、そういった意味では現在、最終的に数表でいきますと、前期のものから含めましてトータルで 523 項目のうち 310 項目が○という結果になってございますが、残りのものについては、そういった意味での取

組の余地があるという案件でございますので、そういったものが現段階で 206 項目△として残るというフォローアップ結果となっております。

以上でございます。

○岡委員長 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いします。

○翁委員 フォローアップ大変お疲れ様でございました。

お伺いして、新規の早期に対応すべき案件については、かなり対応していただけているという部分が多いのではないかと思いますのですけれども、一方で継続案件が 135 項目のうち 123 項目が△ということで、やはり継続案件について、どういうふうこれを○に促していくかというのが相当程度課題で、どのようにやっていくか考えていく必要があると思われました。

○岡委員長 ただいまの翁委員からの御意見は、この表の△206 項目のうち、継続案件 123 項目については引き続きフォローアップすべきではないかというものですが、他の方々の御意見もぜひ聴かせていただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○和田委員 私は質問なのですが、△の部分は、△のプロジェクトを担当している府省の方は、まだ△だということを言われているのか。どのレベルで認知されているのでしょうか。△の方々が△と認知されないと前には進まないのではないかと思いますので、その辺のあちら側の認識というのはどのようになっているのでしょうか。

○小村参事官 全体で△の項目は 206 項目ございますけれども、府省との合意に至っていないものが 13 項目あります。むしろ府省はこれで完了なのだという御主張をされていて、当方としてまだやっていただくことがあるということで、問題意識と指摘事項をつけてお返ししています。ですから、残りの△についてもまだ途上で、取組を継続してやっていかなければいけないという認識がございますが、これら 13 項目のものについてどう対応していくかというのは、少し検討を別にしていかなければいけないということかと思えます。

○大上委員 そもそも論として、こういった規制・制度改革の要求というのは、例えば「国民の声」であったり、日本経済団体連合会の要望であったり、いろいろなソースから出てきているのだと思うのですが、一応そういう要求をした方たちの観点からして、現状の進捗はもういい、これはできたと、そういうような要求者側から見た評価と言うのですか、そういうものは今まで行われているのですか。

○小村参事官 事務手続で申しますと、府省から回答がきた際に、業界から御要望をいただいているものとか、専門的な案件については、要望者の方等に極力私どもも確認させていただくようにしております。その上で当該分野において取組が十分なのか。さらに進めるべき点があるかということを確認した上で、最終的に判断をさせていただいています。

○大上委員 分かりました。

○安念委員 副総理にお願いしたいことがあるのですが、先ほど小村参事官から御説明のあった借地借家法の関係ですけれども、これが法務省の非常に典型的な対応でして、要す

るに全国に何十万、何百万もいる大家さんに、正当事由についての情報を手軽に見ていただくということを目的としてつくったものを、学者を集めて雑誌で座談会をやったらそれでいいだろうと。この雑誌は何かというと、大衆誌なら分からなくもないけれども『NBL』です。この中で『NBL』という雑誌を知っている人が何人いますか。これは業界雑誌です。そのようなものに出して、やりましたと言うのは、彼らの典型的な態度です。

もともと我々はずっと、借地借家法の正当事由なんて根本的にもう要らないだろうと言ってきたわけです。全然一步も引かず、情報提供とか何とかでお茶を濁しているわけです。それにしても彼らの態度はずっと変わらない。正当事由については、副総理も御存じでしょうが、旧借家法1条の2というものが昭和16年に戦時立法としてできた。それで我々はずっと戦争はだいぶ前に終わっただろうとで、もう要らないだろうと言うと、彼らの言い分は、何を言っているのだ、まだ70年ほどしかたっていないと。民法は2,000年の伝統があるのだから、それから70年というのはほんのわずかで、まだまだ慎重な検討をしなければいけないという態度でいるものから、この『NBL』への掲載になってしまうわけです。

そこでですね、結局何を申したいかということ、こういう空き家が600万戸も700万戸もある時代に、何を言っておるのだということ、是非ひとつ、副総理から叱ってやっていただけないでしょうか。

○岡田副総理 事務局から事前に説明を受けたときに申し上げていないので、どうかなと思いつつ考えていたのですが、一つは◇マークが二つありますね。これはちょっと違う結論になったというのですが、これは事務局としてはやむを得ないと考えているのかどうなのか。二つしかありませんから、それらについて御説明をいただいたほうがいいのかなど。

その上で今の御発言にも関係するのですが、△のついたものが206項目ありますけれども、最近やったエネルギーなどそういうものは別にして、早いものは平成21年の閣議決定、それでもまだ△はありますね。平成22年6月の閣議決定にしてもあるということですから、この中でしばらく置いておいて○になりそうなものと、なかなか進まないものとあると思うのですが、進まないものについてどうこの委員会で取り扱っていくのかということ、少し御議論いただいたほうがいいのかなど。場合によっては各省庁に来ていただいて、あるいは双方来ていただいて、少し公開プロセスのような形で議論していただくとか、前に進めるための一工夫があったほうがいいのかなとも思いますので、そういうことも少し御議論いただければと思います。先ほどのお話も法務省に来ていただいて、安念委員と意見を交わしていただければいいのではないかなという気もしないではありません。

○小村参事官 副総理の御質問にお答えしますが、◇の件でございますけれども、具体的に申しますと、18ページに「行政データベースの民間における利用・活用」というものがございまして、もう一つは46ページにあります「卸・IPPの発電余力の活用」というものなのですが、18ページの例で御紹介を申し上げます。

これにつきましては実施状況ということで、「各省会議の開催、有識者や民間企業からの意見聴取、諸外国の状況の把握などにより検討を行った結果」ということで、まずプロセスとして確実にきちんとやっていたというのが一つございます。

もう一つは、「調査票情報を中心とする事業者母集団データベースの民間利用には多くの懸念があるとの方向」、ここにはざっと書いてございますけれども、私どもとして報告書等を読ませていただいた上で、現時点とすればこういう判断もやむなしかなという部分で思っております、また新たな要望とか具体的にこういうところを変えてくれという指摘が当方からありましたら、動き出すことはございますけれども、現時点としての検討、当該分野における検討とすれば、最終的には我が方が主張しております結果には至っていないのですが、現時点でこれ以上、ここをこうしてくれという具体的な指摘もございませんので、ここについては◇という判断をさせていただいております。

むしろ△は現時点でこういうことをやってほしい、ここはやはり正してほしいというのが具体的にあるものです。もっとこういう分野について詰めていってほしいというものがあつたのでございますので、主にそういう区分で◇と△の区分けをさせていただいております。

○岡委員長 他の方、いかがでしょうか。

○大室委員長代理 四半期ごとのフォローアップというのは、短ければ短いほうがいいのかもしれませんが、現実問題としてそんなに急に進捗する可能性は低いと思いますので、ここでフォローアップをして議論するのであれば、206項目の中で重点項目を絞って議論をしていかないと、万遍に四半期に報告が上がりました△です、ということだけで終わってしまうのではないかと思います。今年度は、この206項目の中で今まで懸案になってしまつた動かなかつたものを、この場でもう少し議論して前に進めていく形をとつたらいかなものか。そういう分け方ができるのかどうか、それを質問したいと思います。

○小村参事官 今回正直申しまして、四半期のフォローアップが丸々3カ月かかつておるという状況でございます、今日のこの委員会を経まして府省のほうに、我々のこの委員会としての問題意識と指摘事項を掲げて出すわけでございますけれども、次の回答というのが既に10月1日時点の調査になりますので、その内容に反映されない形で一度またフォローアップをさせていただくことにならざるを得ない状況です。

ですから中身として、もちろん事務局がもっと鋭意にという部分もございまして、最初のことでありましたので、なかなかうまくコンパクトに、効率的にできなかった側面もあるかもしれませんが、やはり一案件一案件全てきちんと確認をし、ファクトを取りとということをやっていくと、相当程度時間がかかるということです。どこまで絞り込んでいくか、やり方をどう工夫できるかということは、現時点では検討しておりませんので、事務局でも少し検討して、またこの委員会の場合でも御提案等をさせていただければと思います。

○和田委員 △のフォローアップですけれども、何回△を集めたかという、そういうデータがあれば、何らかの理由でなかなか対応できていないとか、そういうグレーディングが分かるので、そういうものをつけ加えたらいかがかと思えます。

それと、何かより大きなリワードがある、あるいは目標困難なものであるなど、何らかの重要度を表現できれば、対象が膨大なので、見るときに優先順位の高いもの、あるいは停滞している度合いの高いものをフォローアップするというのは、先ほどからこうしたらどうだろうかということに対して、我々がそこへ注力できるのではないかと思えます。

○岡委員長 事務局、どうぞ。

○熊谷規制・制度改革担当事務局長 先ほど副総理からも御指摘があった、この△の取扱いなのですけれども、先ほど小村から申し上げましたように、ほぼこのあと作業を続けていけば○になっていくだろうと見込まれているものと、現段階ではあまり見込みが立っておらずに、△のまま作業が続くのかなというふうに感じているもの等々、△の中にも濃淡がございます。

第3クールでの重点フォローアップでお取組いただいたものが、引き続き△になっているというものも多くございますので、その扱いにつきましては先ほど副総理から御指摘があった、公開プロセス的な取組を委員会でやっていただくということも念頭に置きつつ、この後、御議論いただく予定にしております今期の検討課題の中で、具体的に取り込む形でやっていくことが望ましいのかなと事務局としては考えているところです。

その中におきましてもワーキンググループでやるもの、委員会でやるもの等々、これも案件の中身によりまして変わってくるかと思えます。また、時期の捉え方につきましても、特に初期の第1クール、第2クールのときの閣議決定案件では、終期が明記されていないものもございましたので、そういったものの取り扱いについても改めて閣議決定をし直すでありますとか、あるいは中身の徹底について具体的な目途をはめて、各省と協議をしていくとか、いろいろなやり方があると思えますので、これはこの委員会での委員の先生方からの御指摘あるいは副総理からの御指示を踏まえまして、事務局としては作業をしていきたいと考えているところです。

○佐久間委員 今、皆さまや、和田委員がおっしゃったことについて、私もそうかなとはちょっと思いました。具体的に言いますと、△4つで▲になるとか、そういうものがあるのかなと思ったのですが、それをやると結局、難易度の高いものというのは時間がかかる。逆に難易度の低い、こんなもの1カ月あればできるではないかというものがどんどん○になっていくということで、最初の設定である意味かなり難しいものをここに入れづらくなるという面もあると思えます。

ということで、あまりそこは私が今申し上げたような機械的な△4つで▲的なことは、する必要はないのではないかと思えます。

以上です。

○岡委員長 「閣議決定されたものが○にならずに済ませてはまずい」というのが共通認識のように感じましたので、少なくとも閣議決定されたものは全部○にするという考え方を関係省庁に強く訴えなければいけないと思います。

そのうえで、副総理からの御意見も踏まえ、どのようにしたら、より早く、多くの案件が○になるのかを考えていきたいと思います。はっきりしていることは、閣議決定されたものは○にするということです。206項目も△のまま終わってしまうのでは、何をやっているのだということになりますので、そここのところは確認しておきたいと思います。

それでは、議題2に移ります。今期の委員会運営について、事務局から説明させていただきます。この議題には二つのパートがあります。まず、資料2の1の「基本的考え方」について説明をお願いします。

○中原参事官 それでは、資料2「今期の規制・制度改革委員会の運営について」「第1 基本的考え方」について御説明をさせていただきます。

前文でございますけれども、規制・制度改革は、時代の進展や国際環境の変化に即して、我が国の社会経済構造を変革していくための最も重要な取組の一つであり、「民でできるものは民に」という基本姿勢の下で大胆かつ速やかに聖域なく進めるのだということをやりたいですと同時に、その推進に当たりましては国家戦略の実現や国民の声の反映あるいは自己責任に基づく市民社会の構築といった観点を踏まえまして、これから御紹介する基本的な視点に立ち返って論点整理を行いながら、個別具体的な検討を進めますとともに、前々回の委員会でも出ておりましたように、こうした規制・制度改革の国民生活に対する意義というものを、十分に説明するというを前段でうたっております。

その後、各視点におきまして、個別の具体的な論点を検討するに当たっての基本的な原則というものを掲げさせていただいております。

視点1としまして、「消費者・ユーザーに対する多様な選択肢の確保」。

視点2としまして、「多様な選択肢を確保する公正な競争条件の整備」。

視点3としまして、「「事件」に対する過剰対応の見直し」。

それから、前々回御議論いただいたときには、必ずしも御提示をさせていただいておりませんでしたけれども、前々回の御議論の中でこの場でいただいた意見を踏まえまして、「より緩やかな規制への移行」という視点4を追加させていただいております。事前規制から事後規制、免許制から許可制、許可制から届出制といった、より制限的でない規制の移行を進めること。それから、規制内容とか諸手続の明確化・簡素化を図るといったことをつけ加えさせていただいております。

視点5としまして、「国際的な整合性の確保」。これも前回の委員会で御議論を賜りましたときに御指摘をいただいたものでございまして、我が国がグローバル競争に伍していくための環境整備を行うという観点から、諸外国に比べて競争条件が劣後することがない規制・制度とすべきことという点を付け加えさせていただいております。

視点6としまして、「民間の活力による社会的課題の解決」。

視点7としまして、「多様な主体の参画によるセキュリティの確保」。この点につきましては前回御提示したペーパーに記載させていただいたものと、内容は同じでございます。

基本的な考え方につきまして、私からは以上でございます。

○岡委員長 ただいまの説明に対して御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○市川委員 前々回のこの委員会のときにも申し上げたことなのですが、ここにも前文のところで「自己責任に基づく市民社会の構築といった観点」ということを書いていただいておりますけれども、規制・制度の改革にあたっては、それに対する国民的なコンセンサスというのが非常に重要なポイントではないかと思っております、その中ではこれから規制・制度を改革しようというときに、改革するとこういうマイナスの点がありますということを書いていくかどうかは別にしても、いずれこれをこういう規制・制度改革をするとき、していくということになってきた中では、やはりプラスの点、この規制改革によってこういう効果が見込めるという点と、それによって起こり得る、特に自己責任に関わる問題点についてもきちんと明確にしていかないと、良いほうばかりを出していくと後々また、それこそ自己責任の確立というところがなかなかできてきませんので、そういう意味では規制・制度改革のポジティブな点プラス、それによって発生し得る問題点というものも明確に、明らかにしていく必要があるのではないかと思います。

○大上委員 改めて、この基本的考え方を伺っていて思いましたのは二つありまして、一つひとつは先ほどの△の議論ではありませんけれども、ずっと継続的に根雪のようにたまっていく、あるいはこうやって繰り返されていく規制・制度改革という活動があるわけですが、どこかで一気に物事を進めるといったようなマンネリ化から脱却して、改めて取り組んでいくのだと、そういうような何か動機付けをこの考え方の中に織り込んでいく。それは危機感の反映でもあるかと思うのですが、そういうことが情報発信を含めてできないかということが一点思いました。

もう一つは今回、日本経済団体連合会から非常に分厚い要望書を委員をやっておりますと毎年送っていただけるのですが、今年も送っていただきまして、冒頭に非常によくやっていたらいい、規制・制度は随分進みましたというようなことが書かれてあったように記憶しているのですが、そういうよくやっている、あるいは進んでいるのだというようなことを、もう少し積極的にPRしていくことも考え方だと思います。要するに進んでいて効果も出ている。でも一方で周辺との競争関係を見たときに韓国を始めとする諸外国に劣後して、我々はこのままだと大変なのではないかという危機感をあおる、そういうような部分が、考え方なのか情報発信の内容に入ってくるか、いずれにしてもそういうところが少し出た欲しいなという気がいたしましたが、いかがでしょうか。

○岡委員長 他の方いかがですか。

○翁委員 先ほど市川委員がおっしゃった視点とちょっと関連することなのですが、自己責任に基づく市民社会を構築するためには、規制改革を進めていく上でそういったこ

とに配慮した環境整備もとても重要だと思っております、例えば金融自由化によって今いろいろなトラブルが出てきていますけれども、やはり自己責任に基づいて判断するためには、金融教育というのが本当はあるべきだったのですが、それが遅れていたということは否めないと思いますし、最近では紛争処理が非常に安価にADRでできるようになっているということで、そういった事後的な何らかのトラブルに巻き込まれたときの消費者の救済の制度とか、そういった環境整備も本当は規制改革を進めていく上では、視野に入れながらやっていく必要があるということだと思っております。

○大室委員長代理 基本的考え方は、非常によくまとめてもらっていると思うのですが、先ほどの市川委員や大上委員の意見にも通じることがあると思うのですが、今の日本の社会が規制・制度でがんじがらめになっているという認識を、一応ここでは出すべきではないでしょうか。その中で規制改革とか制度改革をすることによって、こういうふうな社会に、もう少しのびやかなとか、自由なとか、そういう社会を目指すのだということ、最初に打ち出してもいいのではないのでしょうか。

そういうものを入れることによって、これまでの規制改革の実績みたいなものも加えて、基本的な考え方の中に一文入っていると、もう少し広報的な意味でも役に立ってくるのではないかという感じがするものですから、もう少し国家的な視点と言うのかな、そのようなものを加えたらどうかと思います。

○岡委員長 事務局、どうぞ。

○中原参事官 多くの御意見をいただきました。まず規制でがんじがらめになっているところから自由になるのだということ。それから、その自由になるのだという意味であるところの自己責任原則といったことについて、メリットとデメリットを説明すること。そして、自己責任原則を裏付けるインフラ、教育、紛争処理といったものが必要になってきますこと。それから、まずもって危機感を持って規制・制度改革を進めなければいけないということ。御指摘を賜りました御意見を私なりにまとめますと、そのような整理になるかなと差し当たり考えたところでございます。良く整理をいたしまして、基本的な考え方などのように取り込むべきか検討したいと存じます。

○岡委員長 事務局より、皆様の御意見を踏まえて検討させていただくとありましたが、「がんじがらめ」という認識をどう評価するかについては、それぞれの規制はそのときそのときのニーズや時代背景があっただけですが、その後、環境が変わり、時代が変わり、あるいは国際化もどんどん進んできている。一言で言うと「環境変化」に合わせて、規制の改革を進めていく必要があるのではないかということだと思っております。

先ほど安念委員からお話のあった借地借家法も、昭和16年にできたときは、多分それなりの意味があったのだらうと思いますが、それから70年も経って、いまだにそのままになっていることが問題なのでしょう。規制改革の「基本的な考え方」としては、ここにも書いてありますが、環境変化、時代の変化に即して変えていかなければいけないところを変えていくことを基本にすべきなのではないか。過去10年、20年の間に見直しがされてい

なかったため、現状認識として「がんじがらめだ」というのはあるかもしれませんが、基本的な考え方はそういうことではないかというのが私の意見であります。

いずれにしろ、事務局で皆さんの意見を踏まえてもう一度たたいてください。

それでは、議題2の2「今期の検討課題」について、事務局から説明をお願いします。

○中原参事官 資料2の3ページをお開きいただければと存じます。今期の検討課題といたしまして、これから御説明を申し上げます下記1から6のテーマを重点対象として検討を進めることとしてはどうかと、必要に応じましてワーキンググループを立ち上げて、具体的な検討を行うこととしてはどうかという提案でございます。

まず1番目ですけれども、「規制の定期的横断的見直しのための推進体制」という点についてです。従前より何回となく御議論を賜ったところでございますが、問題意識としましては規制・制度改革の個別具体的な分野の検討に加えまして、規制全般の見直しが自律的に不断に進むという仕組みを構築する必要がありますこと。そして、第一義的には内閣及び政務三役のリーダーシップのもとで、各府省が主体的・積極的に改革に取り組むこととしながらも、必要に応じまして当委員会が各種の取組に関与することによって、PDCAサイクルを機能させ、規制・制度改革の実効性を上げていくということでございます。

新たに構築される仕組みにおきましては、こうした現在の制度で許認可は一体どのぐらいあるのかということの統一的把握を行う仕組みがルーチンとして定型的・定常的に確保されますこと。それから、規制の新設・改廃時に当たっては事前評価というものが義務付けられますこと。一定期間が経過した規制についての定期見直しが確保されるといった点に配慮することが重要かと存じます。

検討の視点といたしましては、前回の会議で御紹介申し上げました過去の閣議決定の履行ですとか、政策評価制度との連携の確保あるいは当委員会の関与のあり方。それから、いったんできた後に試行期間を設ける必要があるかどうかという点についてです。

4ページ、2番目としまして「経済活性化分野」を掲げております。我が国経済にとって当面の課題であるデフレを脱却しまして、中長期的にも国民全体にとって望ましい経済運営を可能にするために措置すべきことは、待ったなしという状況であることは言うまでもないことかと存じます。そのために「人」「モノ」「お金」がダイナミックに動く環境を整備する必要があるものと存じます。

人を動かす観点からは、「守りのモード」から「攻めのモード」にシフトさせること。モノを動かす観点からは、国内外における取引機会の拡大ですとか、物流の活性化、公共データこれは民間及びプライベートセクターに存するデータも含めますけれども、こうした経済社会に存する各種の無形の知的資産、こういったインタンジブル・アセットの有効利用を促進いたしますことはお金を動かす観点からは、多額の金融資産というものが我が国における消費や投資につながるメカニズムを構築すべきこと。

検討課題の候補例としては、貿易手続の簡素化・効率化、オープンガバメント、労働者の多様な働き方を確保するための環境整備、起業促進の観点から見た証券規制の在り方といったことを掲げさせていただいております。

5 ページ、3 番目としまして「医療・介護分野」でございます。問題意識としましては、現在の財政制約下におきましては社会保障といった分野も含めまして聖域を設けず、歳出全般を見直すというふうに「日本再生戦略」でもされているわけでもございまして、そうした中におきましては、これまで以上に医療資源の適正配置と有効利用を図っていくことが急務の課題なわけですが、そうした前提条件の中で革新的な医薬品・医療機器といったものを世界に先駆けて創出していく。そして、日本が世界を新しい分野でリードしていくということを通じまして、我が国国民の多様なニーズにきめ細かく対応することのできるような、世界最高水準の医療・介護及びこれに伴うサービスを楽しむ社会の実現を目指すということでございまして、検討課題の候補例としましては新薬・創薬の開発インセンティブといったものを引き出すような薬価制度の在り方、保険外併用療養の拡大の在り方、一般用医薬品の販売規制などの見直し、要介護者の社会復帰等を促すインセンティブとして機能する介護報酬の在り方、介護事業の展開に係る競争環境の構築や評価のあり方といった点を挙げさせていただいております。

6 ページ、4 番目としまして「農業分野」でございます。何回となくワーキンググループ等々でも御議論を賜ったところでございまして、農業の持続可能性を確保して、さらなる産業化と生産性の向上を目指す。経営力の強化を図り、同時に優良農地の適切な保全と有効利用を促進する。また、意欲ある多様な農業者が創意工夫のもとで経営発展に取り組むということを通じまして、新たな担い手が育成され、さらにこうした農業経営が円滑に承継・継続されていく仕組みの構築を図るということでもございまして、検討課題の候補例としましては、農地集約化等の効率的な経営を行うための環境整備ですとか、優良農地の確保・保全の在り方、農業委員会の機能の在り方といったこと等々を掲げさせていただいております。

7 ページ、「エネルギー分野」でございます。エネルギー分野につきましては、先般、御審議をいただき、その閣議決定に至りました「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」を踏まえまして、こうしたものについてのフォローアップあるいはこうした事項の早期措置というものを促しつつ、新たなニーズが出てまいりましたら、それもさらにここに取り込んでいく。特に年末までに策定が予定されている「グリーン政策大綱」を意識しながら御検討を賜るのが一案かと存じます。

検討課題の候補例としましては、再生可能エネルギーをはじめとする発電施設に係る開発リードタイムの短縮やコスト低減ですとか、経済産業省で進めておられます電力システム改革との連携等々を図ることといったことを掲げさせていただいております。

8 ページ、「IT分野」でございます。6 番目として掲げさせていただきましたが、これは必要に応じて2 番目の「経済活性化分野」の中で御議論いただくのが一案かと存じております。

問題意識としましては、消費者の利益を優先した規制・制度への転換を図ること。国境を越えて急成長する新時代のインターネット・クラウドビジネスの成長力を取り込んで、我が国IT産業の国際競争力の向上、新規ビジネスの創出支援を図るという観点から、これに対応した世界標準の環境整備というものを我が国も図っていくということを、問題意識として掲げておりますほか、経済活性化分野のところで御説明させていただきましたものを、改めて掲げさせております。

私からは以上でございます。

○岡委員長 ただいまの説明に対して御意見をいただきたいと思っております。まず、議題2の1の「規制の定期的横断的見直しのための推進体制」についての御意見がありましたら、お願いします。いかがでしょうか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。

本件については、事務局と私で意見交換させてもらっていますが、この委員会で何度か討議の場を設けたうえで、年内をめどに、このような推進体制で、というアイデアをまとめ上げたいと考えております。したがって、もう少し形づいた「たたき台」が出来上がった段階で具体的な議論をしていただく予定ですので、今日御意見をいただかなくても、そういう場があると御理解ください。

それでは、議題2の2の「検討分野」に移ります。今期、この委員会として、今までのフォローアップ案件に加え、特にこの分野、こういう事項について注力していきたいと事務局から出されたアイデアについて御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。○佐久間委員 ありがとうございます。

分野ですけれども、まず経済活性化分野というのがこの分野の中で最初に来ているということに関して、大変ありがたいことだと思っております。この問題意識もまさにここに書いてあるとおりでございます。

ただ、よく見るとリーマン・ショック後という、リーマン・ショックを他のイベントに書きかえれば、1年前、2年前、3年前でもこういうことがあったということだとは思いますが。ただ、今、足下で言えばここでの認識というのはこのとおりでありますが、かなり構造的なと言いますか、非常に重要な時期に来ていると思っております。

もう少し具体的に言いますと、私は、去年のこの時期に当委員会の活動に参加させていただきました。そのときの認識と今はかなり変わりました。非常に悪くなったということです。去年であれば、この廊下のように暗いのですけれども、正面に明るい外が見えていた。こういうことだったのですが、今の認識で言えば、暗い廊下で先もあまり見えていない状況になっているかと思っております。

それは特に私が製造業にいるため、それも今までは国際競争力があると言われていた分野だからかもしれないのですが、ただ、一般的に言えば日本の製造業は共通して今、非常に待ったなしの状況です。今まで農業についていろいろ待ったなしだと言っていた間に、製造業もまさに待ったなしになりました。今だったら農業に移ったほうがいいのではないかというような状況だと思います。ですから、非常に、今、こういうことが重要だということ認識する必要があると思います。

足下の問題には規制・制度改革というのはあくまでも環境整備ですから、当然すぐに効くものではないというのは分かっているのですが、今、足下の問題というものはある程度構造的な問題で、この先相当続くというものだと思いますので、規制・制度改革がスムーズに進めば、今の問題にも処方箋として対処できる。つまり、今だけの問題であれば、今から検討しても、それができたときにはもう意味がないということだと思っておりますが、そういうことではない。つまり、やはり規制・制度改革というものを1日でも早く進めるということが、この経済活性化について非常に重要だと思います。

そういうことなので、これを一番に挙げていただいたということ、あと、この検討課題について速やかに結果を出していくということが、極めて重要だと思います。

以上です。

○大上委員 今の話にも関係してくるのですが、結局、規制・制度改革というのは政策を推進するための阻害要因をいかに取り除いていくかという観点での取組が中心でありまして、そういう意味で政策の推進というものと一体的な側面があるかと思っております。

ただ、その政策を進めていくに当たっての法律でありますとか、あるいは制度設計、予算のつけ方、そういうようなものと我々のこの規制・制度改革の取組がどういうふうに連携を保って、タイムリーに進んでいけるのかというのが1点目のポイントで、細かい制度設計なり予算のつけ方になってくると、これは各省それぞれでやられている取組より、ある意味我々がやっている規制・制度改革のほうが事業者起点で、あるいは国民起点で要望が上がってきていますので、省庁横断的にこういうことをやれば効果があるという観点での物の見方なり、制度設計なり、詳細な部分だと思っておりますが、そういうことができる、あるいは意見が言えるという部分があると思うのです。

そういった事業者なり消費者の起点に立った、我々の指摘あるいは視線をいかに制度設計のほうに活かしていけるか、取り入れてもらえるか。こういうような観点での、むしろこちらから積極的に提起していくような連携。この二つの政策と規制・制度改革との連携が私は大変重要だと思うのですが、そこのところはいかがでしょうか。

○岡委員長 大変貴重な御意見だと思います。

事務局、どうぞ。

○中原参事官 確定的に申し上げ切れるかどうかということとはございますけれども、非常に貴重な御指摘を賜ったと存じます。そして、経済活性化分野、その他の分野でも規制・制度改革を議論する際に、また、必要に応じまして各府省にこちらの場にお越しいただき

まして、規制・制度改革を要望する方々と一緒になって御議論するというようなフェーズも、お願いをさせていただければと存じます。

そうした中で、各省が進める予算措置を含む政策について当委員会におきまして規制と併せて御議論いただくということも不可能ではないのではないかと存じますし、所管省庁からしますと、どちらかと言いますと、これは断定するのは問題ですけれども、生産者の利害に近くなるかもしれませんが、必ずしも組織化されていないけれどもサムアップすると非常に大きくなる、広く薄く散在する消費者ユーザー的な立場にある国民・事業者の利益を、この委員会で各省庁にぶつけまして制度設計を図っていくということで、当委員会に御審議をいただく内容を充実させることに、私どもも努めてまいりたいと存じます。

○岡委員長 他の方、いかがですか。

○翁委員 幾つか既にというか、議論の対象になっている政策で、例えば中小企業については金融円滑化法の終了というのが平成24年度を目途に進められているということとか、AIJ 事件で厚生年金基金制度も廃止の方向で議論が進んでいくといったことを考えますと、中小企業の問題は非常に重要ではないかと思っております、ここにも書いてあるのですけれども、中小企業の問題をどういうふうに経営改善を促しながら、新しい産業にシフトさせていくかということは、非常に大きなテーマではないかと思っております。

例えば、そういう意味では確定拠出型の年金とか、そういったもので受け皿を用意していくというのは、今、本当に喫緊の課題になっていると思うのですが、既にございますけれども、個人型については十数万人しか入っていないくて使い勝手も悪くてとか、そういった大きな環境変化を考えますと、そういったことに注意しながら項目を選んでいく必要があるのではないかと思います。

○市川委員 確認なのですが、先ほどの大上委員の話に関連するところなのですが、どこまで議論できるのか、していいのかという問題は結構重要なポイントで、聖域なき議論をさせていただいていいのかどうかということです。

例えば、この4ページ目に貿易手続の簡素化・効率化、国内物流の活性化というようなことが書いてあって、例えば私の認識では日本の場合、従来、公共事業的な施策の中で例えば港や空港を随分多数作ってしまったがゆえに、実はその結果として通関手続等の集中化ができなくて24時間港ができない。それがゆえに釜山港に中枢港、アジアのハブ港を取られてしまっているような実態があって、そうすると多分貿易手続の簡素化・効率化というようにときには、国交省がやっている「スーパー中枢港湾プロジェクト」とか、ああいったものに踏み込んで、それで本当にいいのかどうか。そうすると今度は税関をどうするかとか、そこまで入っていかないと、するっと書いてありますけれども、結構これは根の深い問題で、港湾労働者の問題はどうかとか、私はそれ全部議論することは非常にやぶさかではないのですが、そもそも私はこのクールから入れていただいた、この委員会に参加した人間としては、勘所としてどこまでが議論の対象になって、財政措置等も含めてどこまでが我々のミッションなのかというところが、このざっくりとした項目の書き方

の中で見えない部分がありまして、その辺について少しガイドライン的なものがあるかもしれない、非常に今後の議論が進めやすいのですけれども。

○岡委員長 事務局、どうぞ。

○中原参事官 基本的な考え方のところ「聖域なく推進し」というふうに記載させていただいた趣旨は、私どもの要望としてはそういった制限はなく、まさにそういったところについても御議論を賜りたいということでございます。

○岡委員長 副総理、お願いします。

○岡田副総理 一言で言えば、規制に関わるというたががはまっているのだと思うのです。全体としての例えば内閣官房に国家戦略という部門もあって、そこで同じような問題を議論することになっておりますので、ある程度政府とすると、そういう中で規制に関わる部分について議論するというので、それを離れたところで税制とか予算とか、そういうところまでやり出すと恐らくごちゃごちゃになってしまうので、そこで一定のたががはまっていると考えていただいたほうがいいのかと思います。

○岡委員長 市川委員が具体例で挙げた「貿易手続の簡素化・効率化」を実現するために邪魔になっている規制があって、その規制を動かそうとすると、港湾の基本的な政策あるいは戦略にタッチする部分が出てくることはあると思います。ある目的を達成するために邪魔になっている規制を取り除くための議論を進めていったら、項目によっては、もっと大きな政策や戦略と接点が出てくることもあると思いますが、それは大いにやっていただいても宜しいのではないかと。要は入り方ではないかと。我々は港の戦略から入るのではなくて、貿易手続を簡素化・効率化するというところから入って規制を取り除くという観点で接点が出てきてもよいと。先程の副総理のお話とほぼ同じだと思いますが、私はそう思っています。

○大上委員 先ほどの中原参事官の答えと、今の議論と、私の方として理解しておりますのは第3クールまでこうやってずっとやってきて、規制・制度という土俵で議論するというところから出ること、やはり避けるべきだろう。無用な混乱をする。

一方で、重要なテーマについて政策の詳細設計まである程度できてしまうと、そこに規制・制度の観点から、そうは言ってもこういうことではないかという観点を改めて盛り込むというのは非常に難しい。そうすると、個別の極めて具体的な項目の中で、ここが取れる取れないぐらいの議論になってしまうわけですけれども、そういうもので我々が重要だと思うような項目について言えば、できれば政策の詳細が決まる前に議論の期間がとれる、オープンなディスカッションの機会をいただける。あるいはそういった効果があるようなテーマについて我々として重点的に取り組む。そういうような政策との連携という観点でのプライオリティづけとタイミングは、あってもよろしいのかなと思いました。

○岡委員長 今の大上委員の御意見に対する私の意見を申し上げますと、やはり政策を作るところは別にある。その政策を実現するための阻害要因となっている規制を取り除くことを基本にしておいたほうが、我々自身、この委員会の活動が分かりやすい、あるいはやり

やすいのかなという気がします。私の意見を先に言ってしまいましたが、政策の作成段階でのこの委員会の関与の仕方というのはあるのか、タイミングも含め、事務局で一度検討いただいたらどうかと思います。

他の方、いかがですか。

本日提示された事務局案は、現政権の「日本再生戦略」を実現する上で規制・制度改革が必要なものはどんなものがあるのかという形で、「日本再生戦略」の重要項目である「経済活性化」「エネルギー・環境」「医療・介護」「農業」などの分野における戦略実現のための阻害要因が具体例として幾つか出ているわけですが、そういったことを特に取り組もうというものだと理解しています。この中には前期も取り組んだ分野もありますし、新たなものも入っております。このような分野でいいのか、あるいは翁委員が言われた中小企業分野を経済活性化のところにに入れるのか別立てとするのか、いかがでしょうか。

○翁委員 私は特に中小企業のごときは例示として申し上げたつもりで、つまり今、喫緊の課題となっていて急ぐようなものについては、優先的に項目として挙げていく必要があるのではないかとということです。

○岡委員長 その一例として中小企業を挙げたのですね。分かりました。

○翁委員 もう既にここに挙げていただいておりますけれども、すごく急がれる環境として中小企業の強化もそうですし、そこに勤める従業員の人たちについても、いろいろ急がれることではないかと思えます。

○和田委員 当てはまるかどうか自信のほどはないのですが、御用意いただいた分野を見まして、法令なんかも見ておりまして、例えばこういうことは追加できないだろうかと思うのが二つあります。

一つは経済活性化分野なのですが、ここに人が重要だと書いてあるので、経済を活性化するのに向いている人をつくるという考え方があるとすると、将来の大人になる人たちですよ。高校生とか大学生でもいいのですが、こういう人たちに未来の経済活性化につながるような教育の機会を提供するというのは、大人というのが生まれ出る瞬間だとしたら、生まれ出る前に子供たちにそういう環境とか、イニシアチブがとれるようにセンシタイズするという考え方があるのではないかと思うのですが、当てはまっているかどうか分かりませんが、それが一つ考えたことです。

もう一つは、3番目の医療・介護分野で予算の有効活用、財源の有効活用というのが急務の課題で、このところの問題意識の最後に、日本人たちに最高水準の医療・介護を提供することを目指したいということが書いてあるのですが、それでこの候補例を見ると、間違っているかもしれないのですが、新薬・創薬系の規制の見直しなどがあるのですが、例えばテレビをみていると、手術をするというのは例えば昔の人だとお腹を切ってしまうと、中をフィックスした代償として外科的な傷が長く残る。それで病院にたくさんいないといけないという問題から、その術式を患者さんの quality of life を考えて短くして、もっと短期間で退院できるようにするとか、そういう術式などが各分野で出てきて

いると思うのですが、それに対して規制があるのかどうかは分からないのですが、そういった薬だけではなくて術式の分野でも何か規制があるのであれば、改革して差上げると、国民の特に重篤な病気に直面されている方々が自由にまた活動できるようになるのではないかと、そういうふうに思っております。

以上です。

○岡委員長 今の和田委員の御意見に対して事務局からコメントあればお願いします。

○中原参事官 私どもも委員の皆さまの御指摘を今一度踏まえて勉強させていただきたいと存じますけれども、差し当たりの考えに過ぎないかもしれませんが、まず未来の人をつくる、それから、大人になるまでの教育といった分野につきまして、人材育成といいますよりは、何らかそうした競争力ある人をつくるために阻害している規制があれば、それを外していくということも検討課題のテーマになり得るのかなと考えておりますので、経済活性化分野でどこまで取り上げられるかということについて、また御議論賜ればと存じますけれども、そうした方向で検討はさせていただきたいと存じます。

二つ目の医療・介護の分野で、新薬とか創薬だけではなくて、手術あるいは先端の医療機器を使ったようなものにつきましては、今回のフォローアップの中にも入ってございませけれども、先般の閣議決定で医療機器については薬事法の中に新たに章を設けて、医療機器の特性に応じた法律をつくるということがビルトインされてございます。そうしたもののについて、また薬価の制度の在り方も検討の対象に入ってくると思えますし、保険外併用療養の拡大の範囲の在り方といったところにおきましても、そうした最先端の医療技術というものを使えるような工夫をまた御検討いただくことになるのかなと存じますので、まさしくそうしたことは検討課題の候補例として検討の対象とさせていただきたいと存じます。

○佐久間委員 検討課題の候補例ということで、私の理解ではここに書いてあるものはいわゆる大玉もあり、そうでもないものもあり、この記載順も重要度、難易度、優先度ということでもなく羅列されていると理解しています。

エネルギー分野のところですが、第3クールでも御議論いただいているので問題ないと思えますけれども、エネルギー分野となるとどうしても動脈系の話が中心になりますし、昨今の状況からすれば当然そういうことになるかと思うのですが、やはり静脈系というか、この検討課題の候補例の最後のリサイクル等の推進等に資する環境整備は非常に重要なことなので、エネルギー分野の中でしっかりと廃棄物、必ずしも廃棄物ではないのですけれども廃棄物扱いに近い扱いをされているものもありますし、ここがやはり整備されていくことが結局、エネルギーの節約に当然つながっていきます。さらに新たな産業の発展ということにもなるので、この点については引き続き忘れずに検討していくということを、是非御検討いただきたいと思います。

以上です。

○岡委員長 「エネルギー分野」の3Rには、そういうニュアンスが入っているという理解でよろしいですね。(事務局に対し確認)

○大室委員長代理 6分野を全部この場で議論するという話にはならないと思うのですが、これまでと同じようにワーキンググループをつくることなどを想定されているのでしょうか。その場合どのくらい考えておられるのですか。

○岡委員長 ワーキンググループの件は、議論が終わった後に事務局から説明する予定でしたが、御質問があったのでお答えください。

○中原参事官 御説明を申し上げます。

「日本再生戦略」の実現の観点から、先ほど御説明しました経済活性化分野ということについてワーキンググループを設置していただければと思いますのと、「グリーン政策大綱」が年末にまとめられます観点等とも踏まえまして、5番目のエネルギー分野につきましてエネルギーワーキンググループというものを早急に設置していただければと存じます。

繰り返しますと、2番目の経済活性化と5番目のエネルギー分野について、ワーキンググループの設置をいただけないかと存じておりまして、その他の分野につきましてはまずはこの委員会でヒアリング等々を行わせていただきまして、状況の変化を踏まえまして必要に応じてワーキンググループ設置を検討していただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○市川委員 それぞれを拝見しておりますと、例えば農業などは比較的一くくりにできるような内容になっていますし、医療・介護についても多分、最初の三つ目、一般薬の販売規制等の見直しまでのところと、介護のところと二つに分かれるのかなぐらいなイメージなのですが、経済活性化分野は相当多岐にわたっていて、微妙に重なるもの、かなり重ならないものがあるって、そのとき何をワーキンググループで議論をするのかということについては、少し整理をしておかないと、例えば労働規制とか貿易手続の簡素化などはかなり違う案件だと思いますので、そこをどういうふうに切られるおつもりなのかということをお教えいただけないでしょうか。

○岡委員長 今の市川委員の御質問に対して、現時点で回答可能ですか。

○中原参事官 十分なお答えになるかどうかでございますけれども、経済活性化分野というのは言わば横系的な分野であり、農業とか医療というのが縦系的な中で、その横系的なところを捉える、業種横断的に問題となり得るものを捉えていく。それで、それぞれについてここに整理させていただきましたのは、人・モノ・お金の動きをダイナミックにするという観点から、モノでありますれば貿易手続、人であれば労働者の多様な働き方、お金であれば証券規制といった整理で、その三つの視点の中で一応整理をさせていただいているところでございます。

ワーキンググループの中で、確かに分野が異なりますことから、有識者等々の御議論いただく先生方というものは、一般的に御議論をいただく先生方、あるいは専門委員として

御議論いただく先生方に適宜それぞれお越しいただきながら御議論を賜るのが一案ではないかなというふうに、差し当たり考えているところでございます。

○岡委員長 他の方、いかがでしょうか。それでは、この議題2の2「検討課題」につきましては、今日皆様からいただいた御意見を踏まえて進めていくこととなりますが、先ほど大室委員の御質問に対し事務局から説明のありました「ワーキンググループ」につきましては、経済活性化分野のワーキンググループと、エネルギー分野のワーキンググループを設置することと、そのメンバー等々については委員長の私に御一任いただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○岡委員長 ありがとうございます。

それでは、最後の議題3「国民の声集中受付」について、事務局から説明願います。

○中原参事官 それでは、資料3をお開きください。国民の声の集中受付につきましては、従前からさせていただいているところでございまして、今年につきましては10月15日から11月30日の1カ月半集中受付をさせていただければと考えております。

募集テーマは、「日本再生戦略」に示されておりますグリーン、ライフ、農林漁業並びに経済活性化につながる規制・制度改革の提案をお受けするというのとあわせまして、その他おかしなルールの見直しというものも包括的にまた御提案をいただきたいと思っております。国民の皆様は、新たな参入ですとか、創意工夫を妨げているものはないかですとか、あるいは無駄や非効率を生んでいるものはないか。まずもって国民の皆様が多様で質の高いサービスを受けようとするときに、それを阻害しているものはないかといった視点でお考えをいただくということで、ホームページでその公表をし、受け付けさせていただきたいと存じます。

また、必要に応じて幾つかは当委員会でも御検討いただくこともあるのかなと考えています。

以上でございます。

○岡委員長 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見はございますか。

(特になし)

それでは、予定の時刻になりましたので、次回の委員会について、事務局から何かありますか。

○中原参事官 日程等を調整の上、改めて御連絡をさせていただきます。

○岡委員長 それでは、本日はこれをもって閉会とします。